2023/6/30　更新

ネットワーク名	ぎふがん・生殖医療ネットワーク
事務局	岐阜県健康福祉部保健医療課
会則	あり
行政との連携 （あり、なし、準備中）	あり
Website	https://www.pref.gifu.lg.jp/page/286404.html
紹介方法（施設間、医師間、患者直接、など）	施設間（原疾患の主治医経由）、病診連携 電話、ファックス
専用情報提供要旨	Oncofertility Consortium Japan の診療情報提供用紙
地域外からの相談者	あり
温存実施施設（複数、相談施設等）	３施設（内卵巣組織凍結は１施設） 意思決定支援施設は１施設
意思決定支援施設	岐阜大学医学部附属病院がんセンター、がん・生殖医療相談
支援者医師／看護師／心理士／その他	医師・看護師・心理士
連携行政	岐阜県健康福祉部
行政の正式な担当部署	岐阜県健康福祉部保健医療課

妊孕性温存助成金

（妊孕性温存治療に係る助成）

助成の対象となる治療等	助成上限額／１回	助成対象者１人当たりの助成回数
胚（受精卵）の凍結	３５万円	２回（通算）
未授精卵子の凍結	２０万円	
卵巣組織の凍結（組織の再移植を含む。）	４０万円	
精子の凍結	２万５千円	
精巣内精子採取術による精子の凍結	３５万円	
意思決定支援	５千円	１回（通算）

※生殖機能温存治療に係る助成は通算２回まで。意思決定支援に係る助成は通算１回までです。

（温存後生殖補助医療に係る助成）

助成の対象となる治療	助成上限額/1回	助成対象者１人当たりの助成回数
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	１０万円	初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40 歳未満である場合、通算６回（40 歳以上であるときは通算３回）まで※5
凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	２５万円※1	
凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	３０万円※1～4	
凍結した精子を用いた生殖補助医療	３０万円※1～4	

※１ 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は１０万円

※２ 人工授精を実施する場合は１万円

※３ 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は１０万円

※４ 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外

※５ 助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12 週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。